

## 徳島大学附属図書館転換契約によるオープンアクセス支援実施要領

令和7年3月25日

附属図書館長制定

### (趣旨)

第1条 この要領は、徳島大学附属図書館（以下、「図書館」という。）が実施する電子ジャーナル転換契約（以下、「転換契約」という）による学術論文のオープンアクセス（以下、「OA」という。）支援について必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 転換契約によるOA支援（以下、「本支援」という。）は、OA論文掲載料の単価を低減することで徳島大学（以下、「本学」という。）の研究者が出版するOA論文の増加を図ること、またそれにより本学の研究成果のインパクトを高め、研究力を強化することで学術研究のさらなる発展に寄与することを目的とする。

### (支援対象者)

第3条 本支援の対象者は、本学に所属する教職員及び学生（以下、「支援対象者」という。）とする。

### (支援対象論文)

第4条 本支援の対象となる論文は、本学が電子ジャーナル転換契約（以下、「転換契約」という。）を締結した出版社の指定する学術雑誌に掲載される論文とする。

2 前項の論文の上限数は、本学と各出版社との個別の契約による。

### (支援内容)

第5条 支援対象者は、転換契約により、前条に定める支援対象論文をOA出版することができる。ただし、前条の上限に達した場合は、先着順をもって本支援を終了する。

2 図書館は、第7条の承認を受けた支援対象者から、別表1に定める額を著者負担金として、四半期毎に徴収する。ただし、第4四半期に承認した論文については、原則、翌年度の第1四半期に徴収する。

### (申請)

第6条 支援対象者は、本支援を希望する場合には、原則、出版社指定の申請システムを経由して、OA出版申請を行う。

### (承認)

第7条 図書館は、前条の申請が本支援の対象であることを確認した上で、原則、出版社指定の承認システムを経由してOA出版承認を行う。

### (情報の管理)

第8条 図書館は、当該論文、研究者の個人情報等の本支援により知り得た一切の情報について、他にこれを漏洩することなく適切に管理しなければならない。

(事務)

第9条 本支援の事務は、図書情報課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、本支援の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から実施する。

別表1

掲載雑誌出版社	著者負担金
ELSEVIER B. V.	論文1報につき70,000円
John Wiley & Sons, Inc.	論文1報につき70,000円
The Company of Biologists	免除